

本市の次期社会的養育推進計画について【全体概要】

●国の方針と本市の次期計画策定の考え方

- 国は、平成30年7月に通知を発出し、「社会的養育ビジョン」に掲げられる取組を通じて、「家庭養育優先原則」の徹底と、「子どもの最善の利益」の実現を求めています。
- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法等の内容を踏まえ、令和6年3月に国から、次期社会的養育推進計画(令和7年度から令和11年度)の策定要領が示されました。
- 本市では、国の策定要領で示された「必要的記載事項」を踏まえ、各項目の取組ごとに、令和11年度までの目標値を定めることとします。

1. 国の通知(記載すべき事項)

- ①社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ②里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- ③施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ④代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- ⑤一時保護改革に向けた取組
- ⑥社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑦児童相談所の強化等に向けた取組
- ⑧当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援等)
- ⑨子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- ⑩支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組<<新>>
- ⑪障害児入所施設における支援<<新>>

⑫代替養育を必要とする子ども数の見込み
・里親等委託率の数値目標

2. 本市における次期社会的養育に関する取組方針(資料3)

- 1 今後の里親等委託のあり方**
○保護者のもとでの養育が困難な子どもの里親やファミリーホームへの委託を促進するとともに、里親等委託を推進するため里親養育包括支援(フォスタリング業務)の取組強化、里親支援センター設置を検討する。
- 2 今後の児童養護施設等のあり方**
○児童養護施設等において、「できる限り良好な家庭的環境」で養育ができるよう、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めるとともに、「北九州市児童養護施設協議会」や各児童養護施設等が、それぞれの特徴を最大限に活かした、社会的養育を推進する。
- 3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進**
○子ども総合センターにおいて、関係機関と緊密な連携の下、改めて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する。
- 4 一時保護改革に向けた取組**
○一時保護された子どもに対して、児童の権利や一時保護の理由などを丁寧に説明し、適切な養育を受ける権利等の擁護を図り、安全・安心な環境で個別の状況に応じた適切なケアの提供を推進する。
- 5 社会的養護自立支援の推進**
○社会的養護経験者等(社会的養護経験者や被虐待経験がありながらも公的支援に繋がらなかった者等)の実情把握を行うとともに、交流の場や必要な情報の提供、相談等の支援体制を整備する。
- 6 児童相談所の強化等に向けた取組**
○児童虐待相談対応件数の増加に加え、複雑・困難なケースも増加していることから、児童相談所(子ども総合センター)の強化等に向けた取組として、児童虐待防止対策を更に進めていくため、児童福祉司等の増員や研修の受講による専門性の向上を図る。
- 7 当事者である子どもの権利擁護の取組**
○里親委託、施設入所、一時保護中の子どもの権利擁護の観点から、これらの子どもが有する権利等を理解できるような丁寧な説明や、子どもが意見表明できるよう、子どもの権利擁護に係る環境整備を進める。
- 8 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組**
○子ども家庭センターにおいて、多様な家庭環境等への支援体制の充実・強化を図るとともに、児童家庭支援センターが、十分な地域支援が行えるよう取り組む。
- 9 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組<<新>>**
○出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要な妊婦や監護が必要な子どもが安心して安全かつ健全な生活を営むことができるよう支援する。
- 10 障害児入所施設における支援<<新>>**
○障害児入所施設で、被虐待児童が一定割合生活していることから、障害に対する理解と障害特性に応じた環境の提供に加え「家庭養育優先原則」に基づき「できる限り良好な家庭的環境」の下で支援を行う。
- 11 代替養育を必要とする子ども数の見込み**
○代替養育を必要とする子どもとは、保護者のない子どもや保護者に監護させることが不相当と認められる子どもで、里親等委託や児童養護施設等に入所させて養育することが必要な者のことで、子どもの人口(推計)に占める割合0.3%と見込み算出した。

要旨を反映

3. 次期「北九州市こどもプラン」

- 次期「北九州市こどもプラン」における記載内容
- 基本施策8 社会的養護が必要な子どもや家庭に対する取組の推進**
- 「(2) 社会的養護が必要な子どもへの支援」**
- 様々な理由により、保護者の適切な養育が受けられず、社会的養護(公的責任のもとでの養育・保護)が必要な子どもがいます。
- 北九州市では、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念に基づき、子どもの最善の利益を実現することを目指して、本市の実情を踏まえながら、以下の取組を進めます。
- まず、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、家庭支援事業等を活用した予防的支援や親子関係の再構築に向けた支援を実施します。
- 保護者のもとでの養育が困難な子どもについては、里親やファミリーホームなど家庭と同様の環境における養育を目指します。また、里親等委託を推進するため、里親養育包括支援(フォスタリング業務)の取組強化や里親支援センター設置の検討を進めます。
- 施設で養育が必要な子どもについては、引き続き児童養護施設等における養育を実施しつつ、児童養護施設等について、小規模かつ地域分散化を進めるとともに、ケアニーズの高い子どもへの専門的ケアや、地域の社会的養育を支える専門的な拠点となるなど、高機能化・多機能化を進めます。
- また、社会的養護経験者等に対しては、公的支援の情報提供や相談支援、交流の場の提供に努め、自立を支援します。
- なお、家族の再統合が極めて困難な子どもについて、永続的かつ安定的な養育環境となる特別養子縁組の普及を進めます。
- 「子ども総合センター」では、困難事例に迅速かつ適切に対応できるよう、各区の「こども家庭センター」との役割分担など体制整備を進めるとともに、「こども家庭センター」における支援体制の充実を図るなど、機能強化に取り組めます。
- また、一時保護や入所決定時には必ず子どもの意見を聴き、入所中においても、子どもがいつでも意見表明が行える環境整備に取り組めます。

■代替養育が必要な子ども数の見込み

	現状	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育が必要な子ども数の見込み(対R5減少率)	432人	432人(99%)	423人(97%)	413人(95%)	404人(93%)	394人(91%)
3歳未満	36人	29人	29人	29人	29人	28人
3歳～就学前	64人	60人	56人	54人	50人	44人
学童期以降	332人	343人	338人	330人	325人	322人

■里親等委託率の今後の目標値

	現状	R7	R8	R9	R10	R11
里親等委託率	3歳未満	13.9%	34.5%	44.8%	58.6%	75.0%
	3歳～就学前	29.7%	35.0%	42.9%	53.7%	75.0%
	学童期以降	25.0%	29.4%	33.4%	37.9%	50.0%
	(全年齢)	24.8%	30.6%	35.5%	41.4%	54.6%